

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年3月16日(2006.3.16)

【公表番号】特表2005-516678(P2005-516678A)

【公表日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2005-022

【出願番号】特願2003-565383(P2003-565383)

【国際特許分類】

A 6 1 F	13/53	(2006.01)
A 6 1 F	13/49	(2006.01)
A 6 1 F	5/44	(2006.01)
D 0 4 H	1/40	(2006.01)
A 6 1 F	13/15	(2006.01)
A 6 1 L	15/60	(2006.01)

【F I】

A 4 1 B	13/02	D
A 6 1 F	5/44	H
D 0 4 H	1/40	A
A 4 1 B	13/02	R
A 6 1 F	13/18	3 0 7 A
A 6 1 F	13/18	3 0 7 G

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月25日(2006.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

超吸收性重合体、及び

該超吸收性重合体で含浸された高ロフト不織ウエブを包含する組成体を包含し、

該超吸收性重合体はその場で形成されたものであり、

該組成体は10重量%～約90重量%の超吸收性重合体を包含するコアを有する吸収性物品。

【請求項2】

該組成体が少なくとも50重量%の超吸收性重合体を包含する請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項3】

該不織ウエブが0.01g/cm³より少ない密度を有し、該不織ウエブが22g/m²より大きい基礎重量を有する請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項4】

該コアが更にセルロース纖維を包含し、該物品が更に捕捉層を包含し、該セルロース纖維が該捕捉層及び該組成体の間に配置されており、該超吸收性重合体が、水性組成物と接触したときに高ロフト不織ウエブのマトリックス内に留まっている請求項1、2又は3のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項5】

該超吸收性重合体が

- -エチレン性不飽和カルボン酸単量体から誘導された重合体であつて、中和されたカルボン酸基を有する重合体、及び
架橋剤、
の反応性生成物を包含する請求項1、2又は3のいずれかに記載の吸収性物品。